

北海道告示第10369号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和6年3月1日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管分 その21)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 在宅医療提供体制強化事業 地域における在宅医療提供体制の強化を図るため、予算の範囲内で補助する。						提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課		
(1) 在宅医療グループ診療運営事業	医療機関、郡市医師会、市町村	事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（会食に要する経費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料 なお、医療機関（在宅療養支援病院または在宅療養支援診療所を除く）が補助事業者となる場合は、小児の在宅医療に係る経費のみを対象経費とする。	10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式			
(2) 在宅医療体制支援事業	医療機関、郡市医師会、市町村	事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（会食に要する経費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料	10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式			

			あるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の32号様式（申請者が市町村である場合を除く。）別に指示する様式				
(3) 在宅医療推進事業	市町村	事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（会食に要する経費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	2分の1以内（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式			
(4) 訪問診療用ポータブル機器等整備事業	医療機関、郡市医師会、訪問看護ステーション	事業に必要な備品購入費	2分の1以内（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式			
(5) 在宅医療多職種連携ICTネットワーク構築事業	市町村、病院又は診療所の開設者、医師会、訪問看護ステーションその他知事が認め	ア 事業に必要な委託料、医療機器及び備品の購入費（取付工事料を含む。ただし補助対象者の施設内のみの情報システムの導入若しくは現在導入しているシステムの更新に係る経費	2分の1以内（寄附金その他の収入金があるときは、	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第33号様式 別に指示する様式			

	る者（ただし、右記のイに係る事業の場合は、市町村、病院の開設者、医師会、訪問看護ステーションその他の知事が認める者に限る。）	又は、地域医療情報連携ネットワーク構築事業費補助金で対象となる経費を除く。） イ 上記アの経費を対象として事業を実施する事業者に対して、当該事業費を補助する場合における当該補助に要する経費	補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	（申請者が市町村である場合を除く。） 保福第33号様式別に指示する様式				
(6) 在宅医療多職種連携 ICTネットワーク導入 アドバイザー事業	市町村、病院又は診療所の開設者、医師会、訪問看護ステーションその他知事が認める者	事業に必要な委託料、報酬、報償費（謝金）、旅費	10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 保福第344号様式別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第344号様式別に指示する様式			
2 小児等在宅医療連携拠点事業 在宅医療を必要とする小児等に必要なサービスが提供され、福祉や教育なども連携し、地域で在宅療養を支える体制を構築することを目的として実施する事業に必要な経費に対し、予算の範囲内で補助する。	医療機関、指定訪問看護事業者、医師会、市町村、福祉サービス等を実施している法人	事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（会食に要する経費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が地方公共団体である場合を除く。） 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課		
3 分娩取扱施設施設整備事業 身近な地域で安心して出産できる環境の整備を	市町村（地方独立行政法人及び地方公共団体の組合を含む。）、日本	分娩取扱施設として次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 （1）分娩室、病室、入所室等	2分の1以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第32号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部		

<p>図るため、予算の範囲内で交付する。</p>	<p>赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、北海道厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、その他知事が認める者</p>	<p>(2) 宿泊施設</p>	<p>あるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。</p>	<p>保福第1の32号様式 (申請者が市町村の場合を除く。) 保福第32号様式 別に指示する様式</p>	<p>別に指示する様式</p>	<p>地域医療推進局地域医療課</p>		
<p>4 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 小児慢性特定疾病児童等に対して、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村（指定都市・中核市・児童相談所設置市を除く）</p>	<p>小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業に必要な経費（需用費（消耗品費）、備品購入費、使用料及び賃借料、扶助費、補助金に限る。）</p>	<p>2分の1以内 (市及び福祉事務所を設置している町村) 4分の3以内 (福祉事務所を設置していない町村) (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第244号様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第244号様式 別に指示する書類</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 地域保健課</p>		
<p>5 公的精神科病院等運営費補助金 精神医療を担う公的病院に対し運営費を補助し地域の精神医療の確保を</p>	<p>地域センター病院の指定を受け、精神病床を有しており、令和4年度までの当該補助金</p>	<p>精神医療に係る令和4年度（2022年度）欠損額</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>		<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局障が</p>		<p>実績報告は要しない。</p>

<p>図る。</p>	<p>による措置後も引き続き欠損額が生じている公的病院（倶知安厚生病院、帯広厚生病院及び伊達赤十字病院）の設置主体とする。</p>					<p>い者保健福祉課</p>	
<p>6 市町村地域生活支援事業費等補助金 障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るため、予算の範囲内で補助す。</p>	<p>市町村（一部事務組合・広域連合を含む。）</p>			<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第253号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第253号様式 保福第254号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局の保健環境部社会福祉課</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>
<p>(1) 市町村地域生活支援事業</p>		<p>市町村地域生活支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費〔謝金〕、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（会食に係るものを除く。）〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金等 〔 〕内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。）</p>	<p>4分の1以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定にあたり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>				

(2) 市町村地域生活支援 促進事業								
1 発達障害児 者地域生活支 援モデル事業		発達障害児者地域生活支援モデル 事業の実施に必要な報酬、給料、共済 費、諸謝金、賃金、旅費、需用費（消 耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、 光熱水費、修繕料）、役務費（通信運 搬費、手数料、保険料、広告料）、委 託料、使用料及び賃借料、備品購入費	4分の1以内 （寄附金そ 他の収入金 があるとき は、補助金 等の額の 算定にあ たり、当該 寄附金そ 他の収入 金の控除 等を行う。）					
2 障害者虐待 防止対策支援 事業		障害者虐待防止対策支援事業の実施 に必要な報酬、給料、職員手当等、賃 金、共済費、報償費、旅費、需用費（消 耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、 光熱水費、修繕料）、役務費（通信運 搬費、手数料、保険料、広告料）、委 託料、使用料及び賃借料、備品購入費、 扶助費、負担金	4分の1以内 （寄附金そ 他の収入金 があるとき は、補助金 等の額の 算定にあ たり、当該 寄附金そ 他の収入 金の控除 等を行う。）					
3 成年後見制 度普及啓発事 業		成年後見制度普及啓発事業の実施に 必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、 共済費、報償費、旅費、需用費（消耗 品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、 光熱水費、修繕料）、役務費（通信運 搬費、手数料、保険料、広告料）、委 託料、使用料及び賃借料、備品購入費、 扶助費、負担金	4分の1以内 （寄附金そ 他の収入金 があるとき は、補助金 等の額の 算定にあ たり、当該 寄附金					

			金その他の収入金の控除等を行う。)					
4 発達障害児者及び家族等支援事業		発達障害児者及び家族等支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、会議費、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	4分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定にあたり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)					
5 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業		重度訪問介護利用者の大学修学支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託費、使用料及び賃借料、備品購入費	4分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定にあたり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)					
6 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業		雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費〔謝金〕、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、	4分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定にあたり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)					

		助成金、交付金 （〔 〕内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。）	入金の控除等 を行う。）						
7 特別促進事業		特別促進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費〔謝金〕、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（会食に係るものを除く。）〔会議費〕、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金 （〔 〕内は、社会福祉法人等事業における対象経費名である。）	4分の1以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定にあたり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）						
7 障がい者用介護ロボット等及びICT導入支援事業 （指定都市及び中核市を除く）において次の事業を実施する社会福祉法人等	北海道内の市町村（指定都市及び中核市を除く）において次の事業を実施する社会福祉法人等		3／4以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定にあたり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課			
(1) 介護ロボット等導入支援事業	障害者支援施設、共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、重度障害者等包括支援、障害児入所支援	事業の実施に必要な備品購入費（ロボット等の購入経費に限る。）、使用料及び賃借料（ロボット等の使用に要する費用に限る。）、役務費（ロボット等の初期設定に要する費用に限る）							

(2) ICT導入事業	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、障害者支援施設、一般相談支援、特定相談支援、障害児入所支援、障害児相談支援	事業の実施に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費						
8 児童福祉施設等感染防止対策事業 児童福祉施設等における新型コロナウイルスの感染拡大を防止することを目的として、予算の範囲内で補助する。	社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人及び営利法人等		定額 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局の保健環境部社会福祉課	総合振興局長 又は振興局長	
(1) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業		新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役						

		務費（通信運搬費）、委託料、備品購入費及び賃借料等						
(2) 認可外保育所における感染防止対策事業		新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業に必要な報酬、給料、報償費、職員手当等、共済費、旅費、謝金、会議費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金						